

## ○ 寒川町都市計画審議会条例

## (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、寒川町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町民

(2) 町議会の議員

(3) 学識経験を有する者

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要があると認めたときに会長が召集する。

2 会長は、町長が諮問したときは、遅滞なく審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会は、出席した委員の3分の1以上の同意を得た動議について、審議することができる。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (臨時委員)

第6条 町長は、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第1項の調査審議が終了するまでの間とする。

## (意見等の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

## (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

## 附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

# 寒川町都市計画審議会委員名簿

(任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日)

令和3年2月17日現在

資 格	氏 名	備 考	役職	
条例第2条第2項第1号 (町民)	松 久 省 司	公募による町民		
	金 子 巖	自治会連絡協議会		
	森 一 光	自治会連絡協議会		
条例第2条第2項第2号 (町議会の議員)	太 田 真 奈 美	寒川町議会議員		
	天 利 薫	寒川町議会議員		
	柳 田 遊	寒川町議会議員		
条例第2条第2項第3号 (学識経験を有する者)	(都市計画、環境、建築関係)	加 藤 仁 美	東海大学工学部建築学科客員教授	会長
		梶 田 佳 孝	東海大学工学部土木工学科 教授	
		山 田 修 嗣	文教大学国際学部 国際理解学科 教授	
	(農業関係)	磯 川 浩	寒川町農業委員会長	
		福 岡 清	JAさがみ寒川町地区運営委員長	
	(商工関係)	内 野 晴 雄	寒川町商工会長	副会長
		山 上 貞 人	寒川町商工会	
	(行政関係)	横 溝 博 之	藤沢土木事務所長	
		坂 本 仁 義	茅ヶ崎警察署長	